

## 意見公募手続を実施した告示の案と定めた告示の差異について

検討した結果、以下のとおり趣旨の変わらない範囲において修正を行いました。

- 1 行政手続法を準用する第十二条の手続について、通知先の範囲についても同法と同様になるよう改めました。
- 2 施行日について、一定の周知期間を置くこととしました。
- 3 その他、用語の整理その他の形式的な変更などの所要の改正を行いました。

定めた告示	意見公募手続を実施した告示の案
<p>第一条 この規程は、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十九条第一項、第七十六条第一項及び第八十八条第一項、第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第百十六条第二項及び第三項並びに第百七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の手續に関し、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規程は、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十九条第一項、第七十六条第一項、第八十八条第一項、第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百十六条第二項及び第三項並びに第百七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の手續に関し、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

第二条～第十条（略）

第十一条

1・2（略）

3 令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二・三（略）

第十二条

1（略）

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

第十三条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

第二条～第十条（略）

第十一条

1・2（略）

3 令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（第十二条第二項において、「当事者等」という。）の主張

二・三（略）

第十二条

1（略）

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

第十三条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

第十四条 令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第十五条（第二項第二号を除く。）、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第七十一条第五項（法第七十六条第三項において準用する場合及び法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による意見の聴取を行う場合に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合」と、同法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第十五条 第二条から第七条まで、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、法第七十一条第五項の規定による意見の聴取を行う場合に準用する。

第十四条 令第九条第一項において読み替えて準用する行政手続法第十五条（第二項第二号を除く。）、第十六条、第二十条第三項、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第七十一条第五項（法第七十六条第三項において準用する場合及び法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取を行う場合に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、行政手続法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合」と、行政手続法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第十五条 第二条から第七条まで、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、法第七十一条第五項（法第七十六条第三項において準用する場合及び法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による意見の

<p>附則</p> <p>この告示は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、公示の日から施行する。</p>	<p>聴取を行う場合に準用する。</p> <p>附則</p> <p>この告示は、公示の日から施行する。</p>
--	---